

令和 8 年 8 月 12 日
国 税 庁

熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町における
国税に関する申告期限等の延長について

国税庁では、この度の令和 8 年熊本地震による被害発生に伴い、国税通則法施行令第 3 条第 1 項の規定に基づき、地域を指定して国税に関する申告、申請、納付等の期限の延長を次のとおり行いました。

なお、地域指定されていない地域でも、所轄税務署長が、今回の地震災害により、申告、申請、納付等をその期限までに行うことができないと認めるときは、納税者の申請に基づいて、期日を指定して期限の延長を行うこととしています（国税通則法施行令第 3 条第 3 項）。

熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町における
国税に関する申告期限等を延長する件

国税庁告示第 21 号

国税通則法施行令（昭和 37 年政令第 135 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に国税の納税地を有する者に係るもの（その者の納付すべき国税に係る期限については、当該国税の納税地が当該地域にあるものに限る。）で、その期限が令和 8 年 7 月 28 日以降に到来するものについては、その期限を別途国税庁告示で定める期日まで延長する。

令和 8 年 8 月 12 日

国税庁長官 青木 孝徳

都道府県名	指定地域
熊本県	八代市、宇土市、宇城市、八代郡氷川町